補助金を使って空き家を活用しよう！大阪の補助金制度をご紹介

「実家を相続したけれど、使う予定がないからこのままだと空き家になってしまう」
「相続した家を活用したいけれど、金銭的に活用できない」
そのようにお悩みの方はいませんか？
両親から家を相続したものの、自分には、すでに住む家があるため活用に困ってしまって空き家のまま放置してしまう場合があります。
せっかく相続したのならば、最大限に活用したいですよね。
しかし、空き家を活用するための資金が出せずに家を放置してしまう人も多いです。
そこで今回は、空き家の活用のために使用できる大阪の補助金制度（2019年10月現在）について詳しくご紹介します。

□空き家を活用するための補助金制度

大阪では、様々な市町村が空き家の発生を防止するための補助金制度を行っています。

＊高槻市

高槻市の樫田地区には、登録した空き家の賃貸、または購入契約が決まるとその改修のために補助金が出る制度があります。
この補助金を受けるためには、市民生活部に連絡してまず相談をしてみるのがおすすめです。

詳しくは高槻市HPへ

＊箕面市

箕面市では、住宅の耐震化工事に補助金が出ます。
「空き家を賃貸として活用したいけれど、古い家で耐震が気になる…」とお困りの方にはぴったりの補助金制度です。

詳しくは箕面市HPへ

＊門真市

門真市では、古くなり壊れる恐れがある建物に解体のための補助金を出しています。
相続した空き家の老朽化が進んでおり、そのままでは活用しきれないという方は解体も視野に入れてみるのも手段の一つです。

詳しくは門真市HPへ

＊泉大津市

泉大津市では、門真市同様に建物の取り壊しに補助金を出しています。
この制度は、一定の基準をクリアした空き家が対象で、空き家の放置を防ぐことで街の安全を強化しています。

詳しくは泉大津市HPへ

＊茨木市

茨木市でも、木造の家の取り壊しに補助金が出ます。
この制度も防犯や防災を一番の目的としており、取り壊しだけでなく耐震改修のための工事にもお金が出ます。
しかし、それと同時に家のリフォームを行う場合には、その工事には補助金は下りないため、注意しておきましょう。

詳しくは茨木市HPへ

□まとめ

今回は、空き家を放置しないために利用できる補助金制度（2019年10月現在）について詳しくご紹介しました。
自治体によって、空き家の放置防止のために様々な補助金制度を設けています。
実家の家を相続しそうな方や、空き家を既にお持ちの方、空き家を所有しそうな方は、その空き家がある地域の補助金制度にはどのようなものがあるのかを一度チェックするのがおすすめです。
各制度にはそれぞれ独自の支援基準や支援時期があるため、その条件もよく確認しておきましょう。

とは言っても、「補助金の調べ方や申請方法がわからない、、、。」、「空き家をどうするか悩んでいる。」という方こそ当社にご相談ください。

当社には空き家活用の専門家が多数在籍しています。

些細なことでも大丈夫です。

ぜひお気軽にご相談ください。